

平成 2 8 年度第 3 回木更津市青少年問題協議会

# 子どもの貧困対策のための 福祉部の取組みについて

平成 2 9 年 2 月 9 日

木更津市福祉部

子育て支援課・社会福祉課

# 子ども子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)

市民が子どもを安心して生み育て、  
子どもがその子らしく生きることができる社会を  
みんなで実現していくまち” きさらづ “

基本目標 1 : 充実した幼児期の教育・保育の提供

基本目標 2 : 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標 3 : 子どもに関する専門的な支援の推進

基本目標 4 : 子どもの健やかな成長の支援

基本目標 5 : 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標 6 : 地域における子育て力の充実

基本目標 7 : 一人一人の特性に配慮した支援の充実

# 生活困窮者自立支援制度創設の背景

- ・生活保護受給世帯のうち稼働可能な者を含む  
「その他世帯の増加」
- ・家族、地域社会の変容
- ・雇用状況の変容
- ・ニート、引きこもり等の社会問題化 など

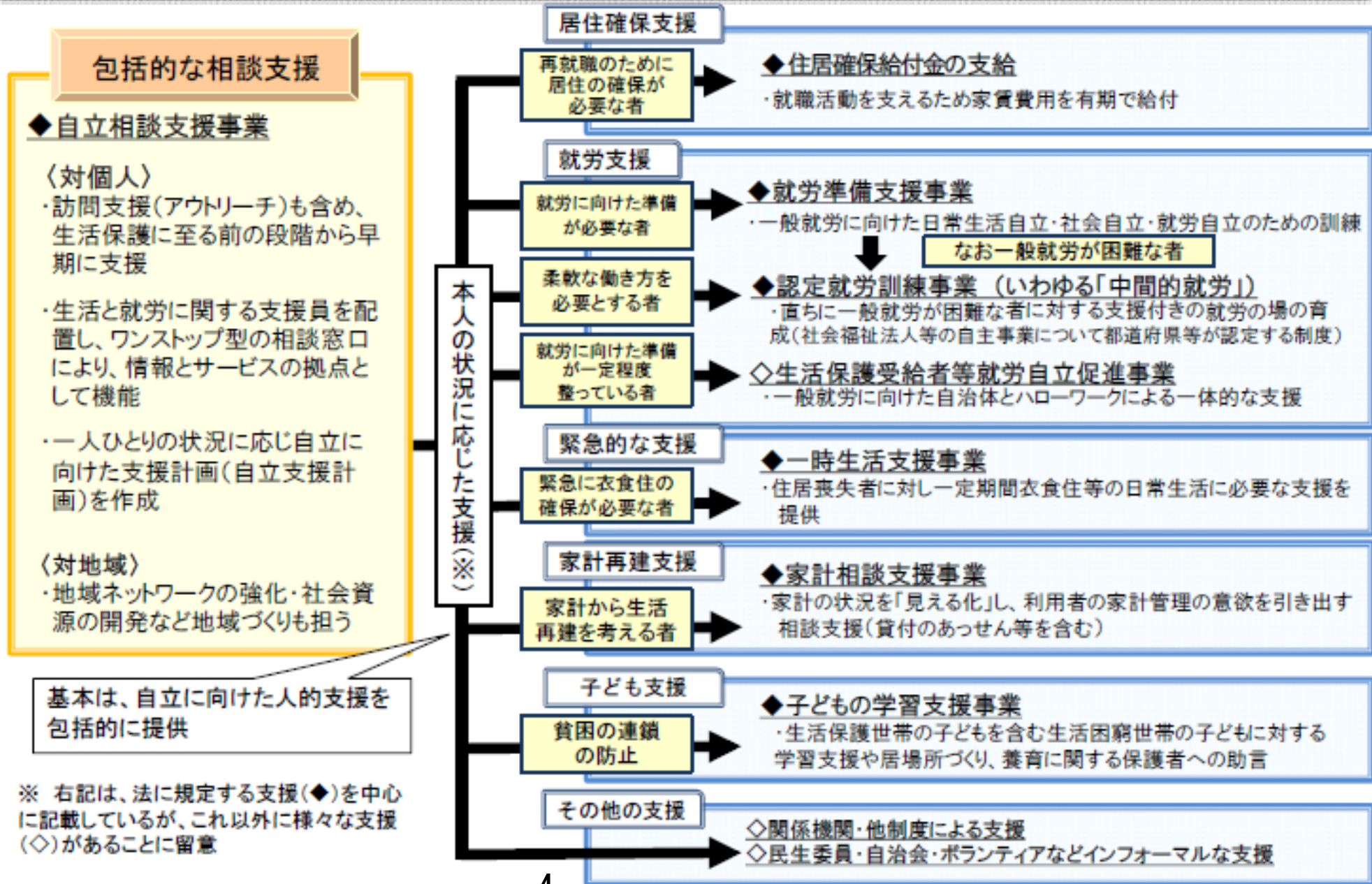
⇒ 問題の複雑化、多様化による  
経済的困窮、社会的孤立のリスクの増大

# 生活困窮者自立支援法 (平成27年4月1日施行)

社会保険、労働保険と最後のセーフティネットの間に第2のセーフティネットを充実させることで、問題の複雑化、深刻化を予防する。

⇒ 早期に包括的な相談を受け、関係機関等と連携した生活支援を展開する。

# 新たな生活困窮者自立支援制度



# 生活困窮者自立相談支援機関の役割

必須事業である生活困窮者自立相談支援事業を実施する。

## 1. 相談支援業務

- ・・・ 経済的困窮、社会的孤立等多様で複合的な生活課題を抱える住民の相談を包括的に受け付け、適切な支援メニューのコーディネート等を行う。

## 2. 地域づくり関連業務

- ・・・ 関係機関や住民とのネットワークづくりや新たなサービスを企画・立案をすることで、生活課題の深刻化に対する予防策を講じる。

# 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援事業を実施する。

## 子どもの生活支援

ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援を実施する。

⇒ **生活困窮世帯等の子どもの居場所づくり  
を兼ねた学習支援事業の実施**



# 施策の推進体制等

## 【地域における施策推進への支援】

教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組む

## 【官公民の連携・協働プロジェクトの推進】

国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築する。

⇒ 分野を跨ぎ、多様な主体と連携した実施体制



# 学習支援教室実施のための本市の資源

## 【支援者】

- 公民館で活動している団体
- 市民活動支援センター登録団体
- 民生委員児童委員、教育経験のある市民
- 大学生、高校生等でボランティアに関心の高い学生
- 民間企業でCSR活動に取り組む団体 など

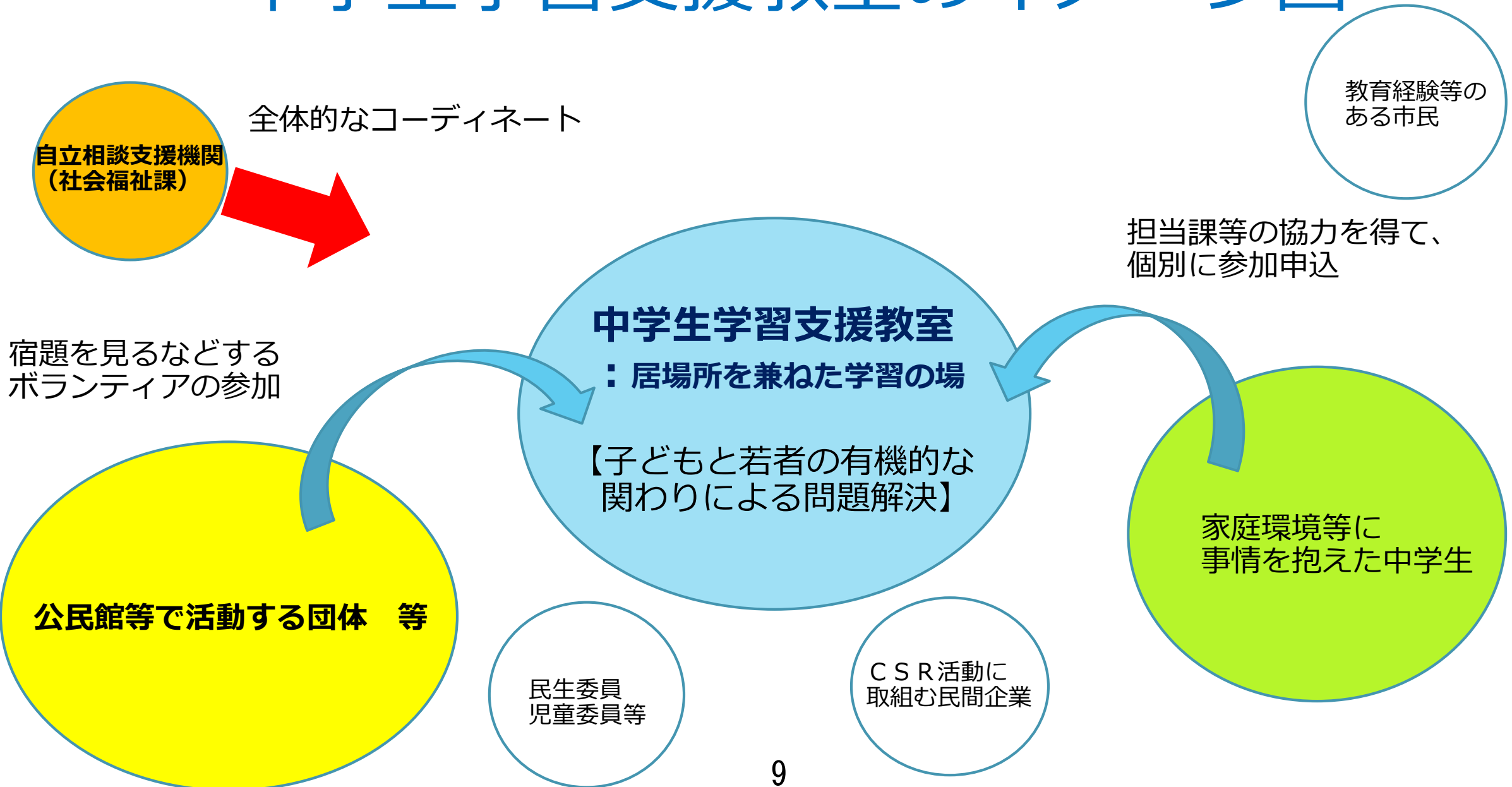
## 【実施場所】

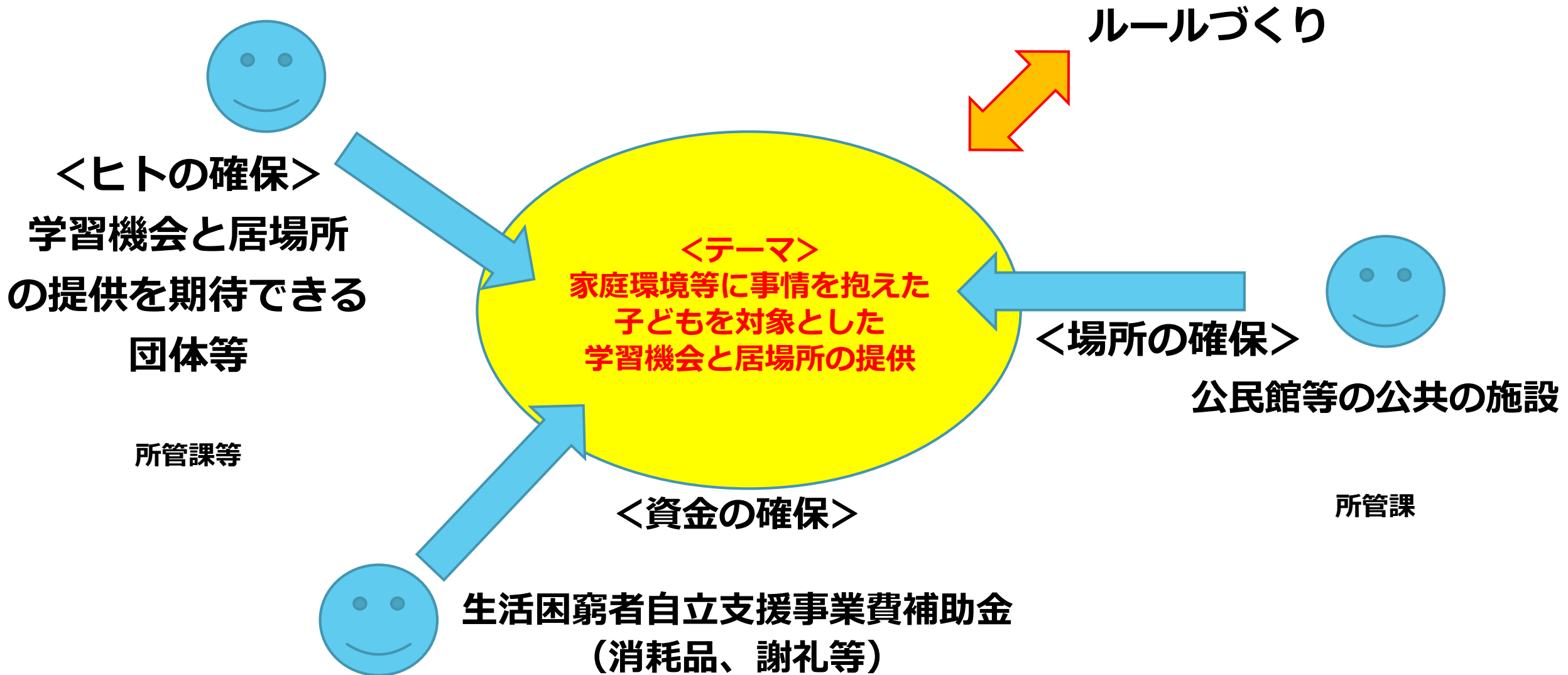
- 公民館等の公共施設 など

## 【実施体制】

- 社会福祉課地域福祉担当（生活困窮者自立支援制度を所掌）

# 中学生学習支援教室のイメージ図





# 学習支援教室の運営上の工夫①

## 「居場所づくり」

1. 「新たな社会的役割の獲得」

⇒ 「ニックネーム」の活用

2. それぞれが互いに承認される場面づくり

⇒ 他者を「承認」することを表す言葉

「ありがとう」

⇒ 小さな「ありがとう」<sub>11</sub>を創り出す、見つける

# 学習支援教室の運営上の工夫②

## 「学習の機会の提供」

1. 学生が教える

⇒ 「教える」ことだけでは、人材の確保等の面から難しい

2. 「わかった」を共有する

⇒ 大人が「思い出す」プロセスを共有する



# 学習支援教室の運営上の課題

- 市全域で実施する際の、実施場所、実施体制について
- 参加する子ども達の事情への配慮
- 事業効果の数値化について

など